

八戸工業大学ガバナンス・コード適合状況、確認表

学校法人八戸工業大学

確認の基準日	令和6年3月31日
法人の長	理事長 柳谷 利通
大学の長	学 長 坂本 禎智
確認の状況	<p>① 本法人は、ガバナンス・コードについて、理事会で議案として審議する中で意見交換を行い、ガバナンス・コードの内容、趣旨を理解し、重要性についての共通認識を持った。併せて、適合状況の確認の対応方針についても審議し、点検結果のHP等での公表についても確認した。</p> <p>② 監事は、理事会すべての審議に出席し、審議状況、対応状況が適切であることを確認している。</p> <p>③ ①の議案として提出する点検及び点検結果については、大学の教授会（R6.4.25開催）に報告している。</p>

【適合状況：○=適合 △=一部不適合 ×=不適合】

ガバナンス・コード	適合状況
第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	
1-1 建学の精神・理念 (1) 建学の精神 (2) 建学の精神に基づく人材育成像 (3) 教育の理念	○
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命） (1) 建学の精神に基づく教育研究上の目的 (2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取り組みについて (3) 本法人及び大学の社会的責任等	○
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	
2-1 理事会 (1) 理事会の役割	○
2-2 理事 (1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化 (2) 職員理事の役割 (3) 外部理事の役割 (4) 理事への研修機会の提供と充実	○
2-3 監事 (1) 監事の責務（役割・職務範囲）について (2) 監事の選任 (3) 監事 監査基準 (4) 監事業務を支援するための体制整備	○
2-4 評議員会 (1) 諮問機関としての役割	○
2-5 評議員 (1) 評議員の選任 (2) 評議員への研修機会の提供と充実	○

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	
3-1 学長 （1）学長の責務（役割・職務範囲）（2）学長補佐体制（副学長及び学長補佐等の役割）	○
3-2 教授会等 （1）教授会、研究科委員会・部長会、専攻主任会の役割(学長と教授会等の関係)	○
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	
4-1 学生に対して （1）学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。	○
4-2 教職員等に対して （1）教職協働（2）ユニバーシティ・ディベロップメント	○
4-3 社会に対して （1）認証評価及び自己点検・評価（2）社会貢献・地域連携	○
4-4 危機管理及び法令遵守 （1）危機管理のための体制整備（2）法令遵守のための体制整備	○
第5章 透明性の確保（情報公開）	
5-1 情報公開の充実 （1）法令上の情報公表（2）自主的な情報公開（3）情報公開の工夫等	○